

記 錄

令和7年12月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和7年12月25日（木）

記 錄

令和7年12月農業委員会定例総会議事録

令和7年12月農業委員会定例総会を令和7年12月25日（木）午後4時00分から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股 野 満 男	2番	細 川 豪 邦
3番	甲 斐 英 敦	4番	前 川 ふ じ 子
5番	平 野 直 樹	6番	山 本 孝 志
7番	海 野 善 文	8番	鈴 野 浅 夫
9番	治 田 健	10番	松 木 親 則
11番	山 本 恵 子	12番	黒 木 耕 作
13番	池 田 慶 子	14番	新 名 浩

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	岩 田 政 詞	16番	黒 木 義 行
17番	橋 口 泉	18番	菊 田 泰 德
19番	佐 藤 力	20番	田 代 百 合 子
21番	河 野 美 紀	22番	黒 木 博
23番	海 野 茂 実	24番	伊 東 松 実
25番	溝 口 一 文	26番	黒 木 藤 市
27番	黒 木 敬 治	28番	黒 木 豊 喜
29番	山 口 佐 知 男	30番	児 玉 克 朗

欠席委員（0名）

事務局出席者

事務局長	寺 原 君 保	事務局長補佐	柏 田 高 宏
主任主事	黒 木 信 介	主任主事	井 本 彩

農業畜産課

課長補佐兼農業政策係長	海 野 靖 幸	主任主事	酒 井 祥 平
-------------	---------	------	---------

記 錄

日程第1 議事録署名者の指名

12番 黒木耕作

14番 新名浩

日程第2

- | | |
|--------|--|
| 議案第53号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第54号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第55号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用
集積等促進計画について |
| 議案第56号 | 非農地証明願いについて |
| 議案第57号 | 農地のあっせん申出について |
| 議案第58号 | 日向市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について |
| 報告第61号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について |
| 報告第62号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告第63号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 報告第64号 | 取下書について |
| 報告第65号 | 農地転用許可申請後の許可状況報告について |

記 錄

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

1 2 番

1 4 番

記 錄

議事録

開 会 午後 4 時 00 分

議長 ただ今から、令和 7 年日向市農業委員会 12 月定例総会を開会します。
日程第 1 議事録署名委員については、12 番黒木耕作委員、14 番新名浩委員を指名します。よろしくお願ひします。
次に、日程第 2 議案審議に入ります。
最初に、議案第 58 号日向市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書についてであります。農業畜産課から説明をお願いします。

農業畜産課 皆様、お疲れさまです。
4 月から農業畜産課に配属となりました海野と申します。隣におりますのが今日、私の補佐をします農業政策係の酒井と申します。どうぞよろしくお願ひします。2 人とも不慣れな点が多くご迷惑をおかけすることがあるかと思いますけども、どうぞよろしくお願ひいたします。
さて、本日は令和 6 年度から令和 7 年度の 2 年をかけて行っております農業振興地域整備計画の全体見直しについてご説明いたします。
農業振興地域整備計画とは、優良な農地を将来にわたって守っていくとともに、本市の農業を振興していくための基本的な計画となっています。
今回の全体見直しは農業振興地域の整備に関する法律第 12 条の 2 第 1 項に基づいて実施され、本来であれば概ね 5 年ごとに行うものであります。前回の平成 25 年度の見直しから実に 12 年ぶりの改定ということになります。
また、皆様もご存じのとおり、農業振興地域区域内の農地において開発等を行う場合は、初めに農用地からの除外を行ったのち、農地転用を行うこととなっております。ただし、道路など公共工事に伴うものは事前申請が免除され、こうした全体見直しの際にまとめて除外することが認められております。
よって、12 年の間の公共工事などを含めると、今回の見直すべき案件はかなりの数となることから今回は主に、公共工事により現況が道路等に変更された農地等を農用地区域から除外することにしております。
詳細としましては、過去の公共工事による道路や堤防、鉄塔敷地など、公共施設案件が 41 件 376 筆、再生不可能な荒廃した農地、また、明らかに山林化した第 1 種農地ではない農地の除外案件が 5 件 43 筆、本来、農振区域内に含まれないが、当初の計画策定時に誤って区域内となっている農地、また、農地転用はされているのに、農振除外の手続きが確認できない農地、あと墓地となっているなどの案件が 9 件で 16 筆、合計 55 件で 435 筆、除外総面積は 114,984.67 m² の除外案件となっております。
また、編入と用途変更は、今回はございません。除外のみであります。
資料につきましては、事前に農業委員会事務局から送付されているかと思いますので、そちらを基に説明させていただきますので、よろしくお願ひします。
また、除外箇所につきましては前にも映しますので、資料かモニターをご確認ください。
それでは、はじめに、案件 1 から案件 41 についてですが、先ほども説明したとおり公共工事に伴う除外となります。こちらの内訳としまして、公衆用道路によるものが 27 件、除外面積は 59,336.19 m²、学校用地 1 件で 111 m²、駐車場及び取付道路が 1 件で 1,408 m²、集会施設が 2 件で 914 m²、工業用水道が 3 件で 1,932 m²、鉄塔用地が 4 件で 1,976.48 m²、鉄道関係が 2 件で 2,775 m²、堤防敷が 1 件で 11,402 m² となっております。計 41 件で除外面積は 59,336.19 m² となります。
この 41 件をすべて説明すると、かなりの時間を要しますので、1 案件のみ説明させていただきます。

記 錄

農業畜産課

残りの案件につきましては、申し訳ありませんが資料によりご確認いただきますようお願いいたします。

案件1です。飯谷地区の県道中野原美々津線です。道路改良後、結構年数が経ちますが、現在も農振農用地区域となっております。道路改良時に分筆されていない地番が多くありますが、すべて道路または道路敷地として除外するものです。除外する筆数は18筆で、面積は5,486m²となります。

続きまして、案件42以降になります。ここから案件55まで、すべて説明いたします。

案件42から案件46につきましては、荒廃、山林化した農地の除外案件となります。

はじめに、案件42です。鳥川地区になりますが登記地目は田、現在は山林化しております。農地として再生することは困難と判断し、除外するものです。

次に、案件43です。東郷町越表地区になります。除外する筆数は、全部で21筆となりまして、登記地目の中には、山林や原野、公衆用道路もありますが、農振農用地区域となっていますので、合わせて除外するものです。

航空写真でも分かるかと思いますが、案件42と同様、山林化しておりますので、除外もやむを得ないと考えます。

次に、案件44です。美々津地区笛尾です。全部で5筆となりまして、こちらの案件も山林化による除外となってます。

次に、案件45です。日知屋字ホセキギワと字古屋敷になります。庄手の西側奥です。全部で15筆で、こちらも案件44と同様、山林化したまとまった団地の除外となります。また、こちらも登記では、田の他に山林、原野、公衆用道路がありますが、これも合わせて除外いたします。なお、一部別案件で除外する筆がありますので、後ほど説明いたします。

次に、案件46です。富高字下切瀬になります。市役所環境政策課事務所の下あたりです。現地は山林となっておりまして、農地に再生することは難しいと判断し、今回除外するものです。荒廃化、また、山林化した農地等の除外は以上となります。

続きまして、案件47から案件55になります。主に宅地や墓地に転用されている案件です。

まず案件47ですが、先ほど申しました案件45の別案件となります。この3筆につきましては、初めは案件47に含めていましたが、県と協議した際に資材置き場となっていると指摘されたところです。この案件は資料で見るところの、一番上の筆の登記地目は山林ですが、残りの2筆の地目は田となっています。農振の除外をせずに、資材置き場にしていることになりますが、このあたり一帯は農地として再生することは困難と考えますので、ここも含めて除外する方向で進めます。

次に、案件48です。平岩字金ヶ浜になります。除外は全部で3筆ですが、実はこの3筆とも昭和63年から平成11年の間で、すでに農地転用され、宅地として倉庫や駐車場が整備されているんですけども、現在も農振農用地区域内となっておりまして、除外された形跡が確認できないことから、今回除外するものです。

次に、案件49です。同じく平岩地区で、墓地となります。場所は案件48付近になります。なお、ここから案件53まで墓地の案件となります。2筆とも現在は墓地ですが、登記地目は畑となっています。転用記録が確認できないことから、無断の可能性が高いですが、現在墓地として機能していることから、除外はやむを得ないところです。

次に、案件50です。この墓地につきましては、閉鎖登記簿で確認すると、昭和21年には墓地となっていることから、当初、農用地区域としたことが誤りであると考えられますので、錯誤として除外するものです。

記 錄

農業畜産課

次に、案件 5 1 です。東郷町下三ヶになります。国道 4 4 6 号改良に伴い、国土交通省により 3 筆に分筆されています。また、これも元地番である 1 4 6 6 番は昭和 4 4 年の農振法制定前の昭和 4 2 年には墓地として登記されておりました。したがって、誤って設定されたものであることということが判明しましたので錯誤として除外するものです。

次に、案件 5 2 です。場所は寺迫になります。寺迫小学校の北側に位置するところになります。こちらも、閉鎖登記簿で確認すると、大正 1 5 年には墓地となっており、錯誤として除外します。登記名義は東郷町となっています。

次に、案件 5 3 です。場所は塩見の小原になります。小原地区の水道ポンプ施設から上に上がっていったところです。これも大正 1 5 年には墓地として登記されており、錯誤として除外するものです。登記名義は、富高町となっています。

次に、案件 5 4 です。場所は同じく塩見地区で、しおみの里の西側あたりになります。ここは、昭和 6 年に宅地から畠に地目を変更していますが、農振法制定前の昭和 1 7 年には宅地として課税されていることから、当初の計画策定時の錯誤として除外します。

最後に、案件 5 5 です。場所は、富高地区西川内になります。こちらは、年月日は不詳ですが、昔、耕地整理された田が、現在の登記地目は宅地となっているところです。また、ここも案件 4 8 と同様、平成元年 1 2 月にすでに農地転用の手続きがされておりますが、現在も農振農用地区域内となっており、除外された形跡が確認できません。すでに宅地として建物も建築されていることや転用手続きを行われていることからも、除外するものです。

以上、5 5 件の案件となります。

件数が多く恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

議長

農業畜産課から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はございませんか。

ないようですので、お諮りします。賛成の委員は举手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 5 8 号については原案のとおりとします。

ここで休憩します。

(休憩)

議長

再開します。

次に、議案第 5 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号 4 6 、土地の所在地は東郷町山陰、田が 1 筆で 2 3 7 m² です。売買による所有権移転で、所有権移転後は野菜を作付けされると伺っています。

受付番号 4 7 、土地の所在地は塩見、田が 6 筆、畠が 1 筆で 1, 5 3 5 m² です。売買による所有権移転で、畠も現況は田になっているので所有権移転後は米を作付けされると伺っています。

受付番号 4 8 、土地の所在地は東郷町山陰、畠が 3 筆で 3, 1 2 9 m² です。売買による所有権移転で、所有権移転後は果樹を栽培されると伺っています。

受付番号 4 9 、土地の所在地は美々津町、田が 1 筆、畠が 1 筆で 2, 7 2 0 m² です。贈与による所有権移転で、所有権移転後は米と野菜を作付けされると伺っています。

記 錄

事務局 全て農地法第3条第1項の規定による許可申請で、同法の第2項の各号には該当いたしません。

以上4件皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号46担当の17番委員から補足があれば説明をお願いします。

17番委員 17番委員です。問題ありません。

議長 番号47担当の26番委員から補足があれば説明をお願いします。

26番委員 26番委員です。別に問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はございませんか。

ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第53号については承認することに決定します。

次に、議案第54号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号10、土地の所在地は平岩、田が1筆で161m²です。

転用目的は農業用倉庫です。追認とありますように、既に転用済みとなっています。申請人にお話を伺ったところ、昭和48年頃に牛舎および休憩所として建築され、昭和59年に申請人が購入されたとのことです。現在は申請人の親族が農業用倉庫として利用しているということで始末書も提出されています。既に転用済みでこれまで周辺農地に被害は無く、雨水排水は敷地内自然浸透及び南側側溝から県道側側溝に接続して行っており、汚水等の発生もないため一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、立地基準も満たしていると考えられます。

以上1件皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号10担当の25番委員から補足があれば説明をお願いします。

25番委員 25番委員です。特に問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第54号については承認することに決定します。

次に、議案第55号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 番号43、44、46は期間満了及び所有権移転による再設定となっていま

記 錄

事務局 す。番号45、土地の所在地は東郷町山陰、畠が1筆で2,742m²です。賃貸借権の設定で、期間は令和8年2月1日から5年で、賃料は反当たり5,000円です。新規での集積となっています。

以上4件、皆さまのご審議をお願いします。

議長 事務局から説明のありました本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第55号については承認することに決定します。

次に、議案第56号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号27、土地の所在地は日知屋、田が1筆で169m²です。証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であり、現況は原野となっています。

以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号27担当の16番委員から補足があれば説明をお願いします。

16番委員 16番委員です。22日に現地調査ということで立ち会いをしております。ただいま事務局から説明があったとおり、何の問題もないことを確認しております。以上です。

議長 事務局及び各担当委員から説明のありました本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第56号については、証明書を交付することに決定します。

次に、議案第57号農地のあっせん申出についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号4、土地の所在は塩見、畠が8筆で29,317m²です。所有者である申出人より売りたいということであっせんの申出がありました。

受付番号5、土地の所在地は東郷町山陰、田が2筆で1,724m²です。所有者である申出人より貸したいということであっせんの申出がありました。

以上2件、皆さまのご審議をお願いします。

議長 ここで、農地部会長から報告をお願いします。

農地部会長 農地部会から報告します。まず、一つめの塩見の案件です。○○さんの案件ですけども、ここは果樹のパイロット事業で行ったところということで、5年前にも別の方から売りたいという案件が出ていたんですけども、その件についてもまだ買い手が見つからない、なかなか難しいということで、今回のこの○○さんの案件についてやはりなかなか難しいんじゃないかなということで、あ

記 錄

農地部会長 っせんについては、あっせん委員は設けないということで農地部会で話し合ったところ、身近にですね、話を持っていくという感じで進めていきたいという話がありました。

もう一つもですね、東郷町の田んぼの案件なんですが、これについてはあっせん委員を4番の前川委員、23番の海野委員にお願いするということになりました。

報告は以上です。

議長 事務局から説明があり、また、農地部会長から報告のありました本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、お諮りします。ただいま農地部会長から報告がありましたとおり、番号4については特段あっせん委員を設けず、番号5についてはあっせんの申出を承諾し、4番前川委員、23番海野委員をあっせん委員とすることに賛成の委員は挙手をお願いします

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第57号番号5については、農地のあっせんに取り組むことに決定します。あっせん委員にはご苦労ですが、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、議案の審議を終了します。

続きまして、報告第61号から第65号までについて、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 最初に、報告第61号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書30ページから35ページまでです。

届出件数は7件、土地は田7筆、畠4筆で面積は4,600m²であります。

転用目的につきましては、個人住宅等であります。

次に、報告第62号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

議案書36ページから37ページまでです。

届出件数は1件、所有権の相続であり、土地は畠3筆で面積は491m²であります。

次に、報告第63号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

議案書38ページから41ページまでです。

通知件数は5件、所有権移転等に係る合意解約であり、土地は田4筆、畠10筆で面積は15,055m²であります。

次に、報告第64号 取下書についてです。

議案書42ページから43ページまでです。

届出件数は1件であり、農地のあっせんについての取下げです。

以上、報告第61号から報告第64号までについて、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることをご報告いたします。

最後に、報告第65号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書44ページから45ページまでです。

令和7年10月の定例総会で可決した農地法第5条申請1件について、県知事から許可が下りていることをご報告いたします。以上となります。

議長 事務局長からの報告案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、報告案件を終了します。

以上を持ちまして、令和7年日向市農業委員会12月定例総会を閉会します。